

特定復興産業集積区域における 県税の課税免除について

事業者のみなさまへ

～～ 目 次 ～～	ページ
I 課税免除の概要	1
II 申請書類の記載要領及び記載例	
1 課税免除申請書の記載要領	6
2 課税免除申請書の記載例	8
3 事業所全体の配置図	11
4 免除対象施設等に係る建物の平面図 (機械装置及び従業員の配置図)	12
5 投下資本の種類別総額	13
6 月別業務別従業者数明細書 (記載例)	14
7 従 業 者 名 簿 (記載例)	15
8 特別償却をしなかった理由書 (記載例)	16

令和7年10月
岩手県総務部税務課

特定復興産業集積区域における県税の課税免除の概要

東日本大震災復興特別区域法（以下「特区法」という。）第4条第9項の規定により認定を受けた復興推進計画（岩手県産業再生復興推進計画、釜石市復興推進計画（商業特区）、大船渡市復興推進計画（商業特区）、山田町復興推進計画（商業特区）、陸前高田市復興推進計画（商業特区）又は大槌町復興推進計画（商業特区）、以下「復興推進計画」という。）に基づき県、市又は町の指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において復興推進事業の用に供する施設又は設備を新設又は増設した場合で一定の要件に該当する場合には、申請により県税の課税免除の適用が受けられます。

1 課税免除の要件

（1）対象となる者

復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から、令和8年3月31日までの間に、特区法第37条第1項又は第39条第1項の規定による指定を受けた個人事業者又は法人（連結法人を含む）であること。

（2）対象となる施設等

次の①～③の全てに該当する施設等及び④に該当する土地。

- ① 認定日から令和8年3月31日までの間に新設又は増設した施設等（建物及び建物附属設備、機械及び装置並びに構築物のうち一定のもの）であること。
- ② 復興推進計画に定める特定復興産業集積区域内において取得（製作若しくは建設の後、事業の用に供されたことのないものに限る。）、製作若しくは建設し、復興推進事業の用に供した施設等であること。
- ③ 特区法第37条第1項又は第39条第1項に規定する、所得税又は法人税の課税の特例の適用を受ける施設等であること（課税の特例について詳しいことは、お近くの税務署にお尋ねください。）。
- ④ 土地については、認定日以後に取得され、かつ、当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする①～③に該当する家屋の建設が着手された場合に対象となること。

2 課税免除の対象となる県税

（1）個人事業税

免除対象施設等を事業の用に供した日の属する年以後5年以内の各年に係る事業税が対象となります。

免除税額は、免除対象施設等に係る従業者数等の割合で求めた所得金額に税率を乗じて算定します。

（2）法人事業税

免除対象施設等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から5年以内に終了する各事業年度の事業税が対象となります。

免除税額は、業種により、免除対象施設等に係る従業者数等の割合で求めた所得金額又は収入金額に税率を乗じて算定します。

なお、外形標準課税対象法人については、付加価値割及び資本割は課税免除の対象となりません。

(3) 不動産取得税

① 家屋の取得に係る課税免除

復興推進事業の用に直接供される家屋が対象となります。

免除税額は当該家屋に係る不動産取得税の全額ですが、1棟の家屋が復興推進事業用とその他の用に供されている場合は、用途により区分し対象部分に係る税額を免除します。

② 土地の取得に係る課税免除

認定日以後に取得された土地で、その取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記①の家屋の取得又は建設の着手があった場合に対象となります。

免除対象となるのは、家屋の免除対象部分の水平投影面積に相当する部分の税額です。

3 提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類

① 課税免除申請書（免除申請する税目ごとに提出してください。）

② 事業税申告書の写し

〔分割法人にあっては、課税標準の分割に関する明細書の写しを添付してください。〕

③ 復興推進事業に係る「指定書」の写し

④ 「復興推進事業に関する実施状況報告書」及び「復興推進事業の実施に係る認定書」の写し

⑤ 事業所全体の配置図、免除対象施設等に係る建物の平面図（機械装置及び従業員の配置図）

⑥ 投下資本の種類別総額

（固定資産台帳等既存の資料で内容がわかるときはその写しで構いません）

⑦ 所得税確定申告書の写し及び当該所得税確定申告書に添付した特別償却又は所得税の特別控除を受けようとする減価償却資産の明細書の写し （個人事業者のみ）

⑧ 法人税法施行規則別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し （法人のみ）

〔別表16が種類ごとの総額で記載されている場合は、新設又は増設した個々の資産の取得及び償却内容が分かる当該明細書作成の基礎となった固定資産台帳等の写しを添付してください。〕

⑨ 特別償却の付表（震1）「特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」（法人が特区法第37条の適用を受ける場合のみ）

⑩ 特別償却の付表（震3）「特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」（法人が特区法第39条の適用を受ける場合のみ）

〔所得税又は法人税の課税の特例（特別償却又は税額控除）を受けない場合は、⑦、⑧、⑨及び⑩の書類の提出は要しません。〕

- ⑪ 月別業務別従業者数明細書（月末の従業員数を記載してください。）
 - ⑫ 従業者名簿
 - ⑬ 貸借対照表、損益計算書
 - ⑭ 特別償却等をしなかった理由書
- 〔 欠損等の理由により、所得税又は法人税の計算において震災特例法に規定する特別償却等を適用しなかった場合に限り提出してください。 〕

※ 事業税額が発生しない年又は事業年度については、課税免除申請書の提出を要しません。また、同一の産業集積事業に係る２回目以降の事業税の課税免除を申請する場合は、①、②、⑪、⑫、⑬の書類のみを提出してください。

※ 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を営む者で、収入金により事業税額を算定している場合は、⑤の従業者の配置図、⑪及び⑫の書類の提出を要しません。

（２）提出期限

この課税免除の申請書類の提出期限は、次のとおりです。

税 目	提 出 期 限
個人事業税	課税免除を受けようとする税額に係る事業税の申告の期限 （通常は、事業年の翌年の３月１５日）
法人事業税	課税免除を受けようとする税額に係る事業税の確定申告の 期限（期限が延長されている場合は延長された期限）

不動産取得税 個人事業税又は法人事業税の提出期限と同じ。

ただし、事業税の課税免除を受けた後、次の事由が発生した場合は、それぞれの期限までに改めて提出してください。

税 目	事 由	提 出 期 限
個人事業税	課税免除を受けた事業年に 係る個人事業税の訂正通知 を受けた場合	当該通知に係る納期限
法人事業税	課税免除を受けた事業年度 に係る法人事業税の修正申 告をする場合	修正申告の期限（遅滞なく修 正申告をすべき場合にあって は、当該修正申告をする日）

（３）提出先

- ① 事業税：事業税の申告書を提出すべき広域振興局長
 - ② 不動産取得税：免除対象施設等の所在地を管轄する広域振興局長
- ※ この課税免除の申請書類は、事業税と不動産取得税とを併用するものです
が、提出先が異なる場合には、それぞれの局長に提出してください。
- ※ なお、提出先が県南広域振興局長、沿岸広域振興局長又は県北広域振興局長
となる場合には、管轄区域を分掌する本局、県税センター又は県税室に提出し
てください。

4 その他

- (1) この課税免除については、上記3(1)の提出書類の内容を調査確認して決定するものですから、対象となる県税について申告した場合又は賦課決定された場合には、それぞれの納付期限までに納付してください。

この場合、納付した県税については、課税免除決定後に免除相当額を還付することとなります。

- (2) 個人事業税申告又は法人事業税確定申告の税額について課税免除を受けた後に減額更正を受けた場合には、当該申告時の課税免除の額が結果的に過大になることから、その相当額については、おって送付する課税免除取消通知書に同封する納付書で納付してください。

【振興局の所在地、管轄区域等】

名 称	所在地 (電話)	管 轄 区 域
盛岡広域振興局県税部	盛岡市内丸11-1 (019-629-6532)	盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町
県南広域振興局県税部	奥州市水沢区大手町1-2 (0197-22-2822)	奥州市・金ヶ崎町
花巻県税センター	花巻市花城町1-41 (0198-41-5144)	花巻市・北上市・遠野市・西和賀町
一関県税センター	一関市竹山町7-5 (0191-34-4661)	一関市・平泉町
沿岸広域振興局県税室	釜石市新町6-50 (0193-25-2715)	釜石市・大槌町
宮古県税室	宮古市五月町1-20 (0193-64-2212)	宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村
大船渡県税室	大船渡市猪川町字前田6-1 (0192-27-9917)	大船渡市・陸前高田市・住田町
県北広域振興局県税室	久慈市八日町1-1 (0194-66-9678)	久慈市・洋野町・普代村・野田村
二戸県税室	二戸市石切所字荷渡6-3 (0195-23-9216)	二戸市・軽米町・一戸町・九戸村

復興特区課税免除制度の概要

東日本大震災復興特別区域法	第37条	第39条
内 容	機械等を取得した場合の 特別償却又は税額控除	開発研究用資産の 特別償却等
対象税目	事業税（個人・法人）、 不動産取得税、 固定資産税	
課税免除の期間	免除対象施設等の取得等の日を含む事業年度（事業年）から5年間	
対象地区	認定復興推進計画（注1）に定められた特定復興産業集積区域（沿岸12市町村）	
（対象市町村（注2））	宮古市、大船渡市、久慈市、釜石市、陸前高田市、大槌町、 山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町	
対象事業（注3、注4）	産業集積事業（復興特区法第2条第3項第2号イ） 建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ）	
新增設の期間	認定復興推進計画の認定の日から令和8年3月31日まで	
（岩手県産業再生復興推進計画）	平成24年3月30日	～ 令和8年3月31日
（釜石市復興推進計画（商業特区））	平成25年3月26日	～ 令和8年3月31日
（大船渡市復興推進計画（商業特区））	平成28年3月29日	～ 令和8年3月31日
（山田町復興推進計画（商業特区））	平成28年6月2日	～ 令和8年3月31日
（陸前高田市復興推進計画（商業特区））	平成28年12月20日	～ 令和8年3月31日
（大槌町復興推進計画（商業特区））	平成28年12月20日	～ 令和8年3月31日
免除対象施設等の種類	特定復興産業集積区域内において取得等し、復興推進事業の用に供した次の減価償却資産（特定機械装置等） ・機械及び装置 ・建物及び建物付属設備 ・構築物	特定復興産業集積区域内において取得等し、専ら開発研究の用に供した次の減価償却資産（開発研究用資産） ・建物及び建物附属設備 ・構築物 ・工具 ・器具及び備品 ・機械及び装置 ・ソフトウェア
免除対象施設等の要件	震災特例法（注5）第10条の2又は第17条の2の適用を受ける資産	震災特例法第10条の5又は第17条の5の適用を受ける資産
取得者の要件（共通）	復興推進事業を行うことについての適正かつ確実な計画を有すると認められるものとして認定地方公共団体の指定を受けていること。	

（注）

- 1 令和3年7月12日現在の県内の認定復興推進計画は次のとおり。
 - ・岩手県産業再生復興推進計画（平成24年3月30日認定、令和3年4月1日変更認定）
 - ・釜石市復興推進計画（商業特区）（平成25年3月26日認定、令和3年4月1日変更認定）
 - ・大船渡市復興推進計画（商業特区）（平成28年3月29日認定、令和3年4月1日変更認定）
 - ・山田町復興推進計画（商業特区）（平成28年6月2日認定、令和3年4月1日変更認定）
 - ・陸前高田市復興推進計画（商業特区）（平成28年12月20日認定、令和3年4月1日変更認定）
 - ・大槌町復興推進計画（商業特区）（平成28年12月20日認定、令和3年4月1日変更認定）
- 2 具体的対象地区は、各認定復興推進計画で確認のこと。
- 3 対象業種は地区によって異なるので、各認定復興推進計画で確認のこと。
- 4 岩手県産業再生復興推進計画の対象事業は、産業集積事業のみであること。
- 5 震災特例法 → 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

県税の課税免除申請書の記載要領

1 課税免除申請書（事業税）

- ① 申請年月日
課税免除申請書を提出する日を記載してください。
- ② 申請者（申請法人）
個人の場合は、課税免除を申請する事業者の住所（居所）及び氏名を記載してください。
法人の場合は、本店所在地、名称、代表者の職氏名を記載してください。
個人番号又は法人番号について、個人の場合は12桁、法人の場合は13桁の指定された番号を記載してください。
- ③ 事業が定められた認定復興推進計画の名称
「岩手県産業再生復興推進計画」、「釜石市復興推進計画（商業特区）」、「大船渡市復興推進計画（商業特区）」、「山田町復興推進計画（商業特区）」、「陸前高田市復興推進計画（商業特区）」又は「大槌町復興推進計画（商業特区）」のいずれか該当する計画を記載してください。
- ④ 認定復興推進計画の認定日
「岩手県産業再生復興推進計画」は「平成24年3月30日」、「釜石市復興推進計画（商業特区）」は「平成25年3月26日」、「大船渡市復興推進計画（商業特区）」は「平成28年3月29日」、「山田町復興推進計画（商業特区）」は「平成28年6月2日」、「陸前高田市復興推進計画（商業特区）」は「平成28年12月20日」、「大槌町復興推進計画（商業特区）」は「平成28年12月20日」と、いずれか該当する日を記載してください。
- ⑤ 「指定事業者」又は「指定法人」として指定を受けた日
指定事業者又は指定法人の指定を受けた日（指定書の日付）を記載してください。
- ⑥ 課税年度（事業年）、事業年度
課税免除を受けようとする事業税の課税年度等を記載してください。
- ⑦ 新設し、又は増設した対象施設等
 - ・ 事業の種類
復興推進事業に関する実施状況報告書に記載した事業の内容を記載してください。
 - ・ 事務所又は事業所の名称、所在地
当該復興推進事業を行った事業所の名称及び所在地を記載してください。
 - ・ 事業の用に供した日
新（増）設した対象施設等の操業開始年月日を記載してください。
 - ・ 認定復興推進計画に定められた事業の用に供した施設又は設備
復興推進事業に関する実施状況報告書に記載した施設及び設備の種類とその取得価額を記載してください。（13ページ「投下資本の種類別総額」を参照）
 - ・ その他の固定資産の取得価額
認定復興推進計画に定められた施設又は設備以外の固定資産を取得した場合に、その種類と取得価額を記載してください。
- ⑧ 新設し、又は増設した対象施設等に係る従業者数
添付書類の「月別業務別従業者数明細書」中の直接従事する従業者の小計欄の人数を記載してください。（14ページを参照）
- ⑨ 県内の事務所等の従業者数
添付書類の「月別業務別従業者数明細書」中の合計欄の人数を記載してください。（14ページを参照）
- ⑩ 免除を受けようとする税額（課税標準額(ア)、課税免除に係る課税標準額(イ)、差引課税標準額(ア) - (イ)）
広域振興局において調査確認して免除税額を決定しますので、記載を要しません。

2 課税免除申請書（不動産取得税）

- ⑪ 申請年月日
 - ⑫ 取得者
 - ⑬ 事業が定められた認定復興推進計画の名称
 - ⑭ 認定復興推進計画の認定日
 - ⑮ 「指定事業者」又は「指定法人」として指定を受けた日
 - ⑯ 新設し、又は増設した対象施設等
- ⑪から⑯は、1の事業税と同じ要領で記載してください。
- ⑰ 家 屋

課税免除の対象となる家屋について、必要事項を記載してください。

なお、対象となる家屋が2棟の場合は、それぞれについて「所在」から「床面積」欄に記載したうえ、「建設に着手した年月日」から「取得の原因」欄には主要な家屋の内容を、「取得価額」欄には、添付書類の「投下資本の種類別総額」中の該当する建物及び建物附属設備の取得価額の合計額を記載してください。

また、対象となる家屋が3棟以上の場合は、適宜別紙として添付したうえ、「建設に着手した年月日」以降の欄は上記同様に記載してください。

- ⑱ 敷 地

課税免除の対象となる土地について記載してください。複数筆の土地を同時に取得した場合は、「〇〇番地外」として、まとめて記載しても構いません。

「取得価額」欄には、添付書類の「投下資本の種類別総額」中の該当する土地の取得価額の合計額を記載してください。

課税免除申請書の記載例（個人事業税）

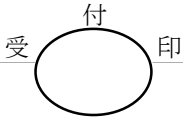
様式第1号

付
受印

個人事業税課税免除申請書															
① 令和〇年〇月〇日 〇〇広域振興局長 様			② 申	住所（居所）		岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地									
			請	氏 名		岩手 太郎									
			者	個 人 番 号		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第3条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。															
事業が定められた認定復興推進計画の名称			③	岩手県産業再生復興推進計画											
認定復興推進計画の認定日			④	平成24年3月30日											
「指定事業者」として指定を受けた日			⑤	令和〇年〇月〇日											
課 税 年 度 （ 事 業 年 ）			⑥	令和〇年度											
新設し、 又は増設した 対象施設等	事 業 の 種 類		電子機器用部品製造業												
	事務所又は事業所の名称		◇◇電子部品工場												
	所 在 地		岩手県△△市△△町△△番地												
	事業の用に供した日		⑦ 令和〇年〇月〇日												
	認定復興推進計画に定められた 事業の用に供した施設又は設備		種 類		取得価額										
			工場用建物		10,000,000 円										
			建物附属設備		4,000,000										
			機械装置		21,000,000										
			倉庫用建物		3,000,000										
	その他の固定資産の取得価額		構築物、工具器具備品等		2,100,000										
区 分			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
新設し、又は増設した対象施設等に係る従業者数 ⑧			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
県内の事務所等の従業者数 ⑨			2	2	2	2	2	2	2	9	9	9	10	10	61
課税標準額（ア）		円	課税免除に係る課税標準額（イ）		円		(ア) - (イ) 差引課税標準額						円		
免除を受けようとする税額			⑩ 円												
※ 課税免除に係る課税標準額の計算の方法			電気供給業、ガス供給業又は倉庫業		円										
			鉄道事業又は軌道事業		円										
			その他の業種		円										

課税免除申請書の記載例（法人事業税）

様式第2号



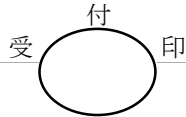
法人事業税課税免除申請書															
① 令和〇年〇月〇日 〇〇広域振興局長 様	② 申請者	所在地	岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地												
		名称	〇〇電子産業株式会社												
		代表者氏名	代表取締役 岩手 太郎												
		法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	1
特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第3条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。															
事業が定められた認定復興推進計画の名称		③	岩手県産業再生復興推進計画												
認定復興推進計画の認定日		④	平成24年3月30日												
「指定事業者」又は「指定法人」として指定を受けた日		⑤	令和〇年〇月〇日												
事業年度		⑥	令和〇年4月1日 から 令和〇年3月31日 まで												
新設し、又は増設した対象施設等	事業の種類	}	電子機器用部品製造業												
	事務所又は事業所の名称		〇〇電子産業株式会社 △△工場												
	所在地		岩手県△△市△△町△△番地												
	事業の用に供した日		⑦	令和〇年11月1日											
	認定復興推進計画に定められた事業の用に供した施設又は設備		種類	取得価額											
		工場用建物	150,000,000 円												
		建物附属設備	9,000,000												
		機械装置	42,000,000												
	その他の固定資産の取得価額	倉庫用建物	6,000,000												
		構築物、工具器具備品等	4,250,000												
区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
新設し、又は増設した対象施設等に係る従業者数 ⑧		人	人	人	人	人	人	人	人	26	26	26	32	32	人 142
県内の事務所等の従業者数 ⑨		88	88	88	88	88	88	88	108	107	107	113	113	1,164	
課税標準額（ア）	円	課税免除に係る課税標準額（イ）				円				（ア）－（イ） 差引課税標準額				円	
免除を受けようとする税額		}													⑩ 円
※ 課税免除に係る課税標準額の計算の方法	電気供給業、ガス供給業又は倉庫業														円
	鉄道事業又は軌道事業														円
	その他の業種														円

備考 ※印の欄は、記載を要しません。

(A4)

課税免除申請書の記載例（不動産取得税）

様式第3号

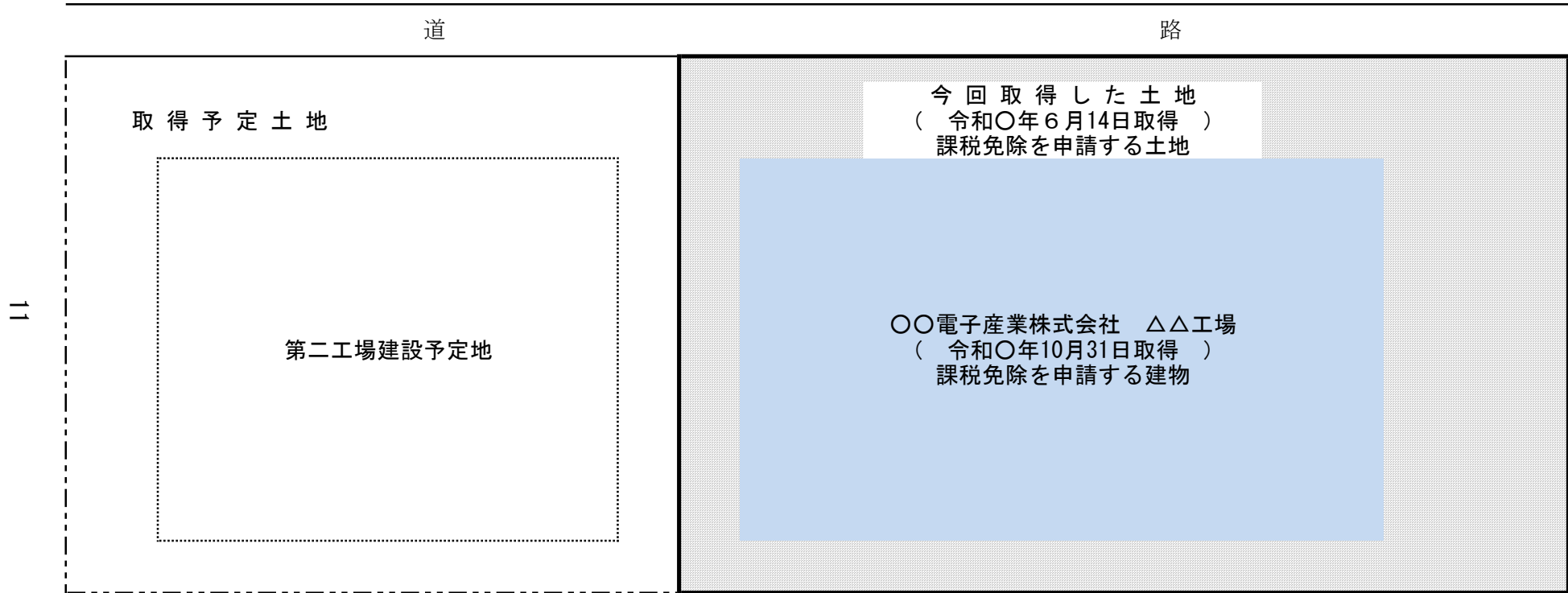


不動産取得税課税免除申請書															
⑪ 令和〇年〇月〇日 〇〇広域振興局長 様			⑫ 申請者	住所（居所）又は所在地		岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地									
				氏名又は法人の名称及び代表者氏名		〇〇電子産業株式会社 代表取締役 岩手 太郎									
				個人番号又は法人番号		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第3条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。															
事業が定められた認定復興推進計画の名称				⑬ 岩手県産業再生復興推進計画											
認定復興推進計画の認定日				⑭ 平成24年3月30日											
「指定事業者」又は「指定法人」として指定を受けた日				⑮ 令和〇年〇月〇日											
事業年度				令和〇年4月1日 から 令和〇年3月31日 まで											
新設し、又は増設した対象施設等	事業の種類			電子機器用部品製造業											
	事務所又は事業所の名称			⑯ 〇〇電子産業株式会社 △△工場											
	所在地			岩手県△△市△△町△△番地											
	事業の用に供した日			令和〇年11月1日											
	認定復興推進計画に定められた事業の用に供した施設又は設備			種 類					取得価額						
				工場用建物					150,000,000 円						
建物附属設備					9,000,000										
機械装置					42,000,000										
家屋	所 在		種 類		構 造		床面積								
	△△市△△町△△番地		工 場		鉄骨造2階建		2,938.50 m ²								
	建設に着手した年月日		取得年月日		取得の原因		取得価額								
	令和〇年7月1日		令和〇年10月31日		新 築		159,000,000 円								
敷地	所 在			地 目			地 積								
	△△市△△町△△番地 外			宅 地			6,000.00 m ²								
	取得年月日			取得の原因			取得価額								
	令和〇年6月14日			売 買			21,000,000 円								

(A4)

事業所全体の配置図

会社名：〇〇電子産業株式会社

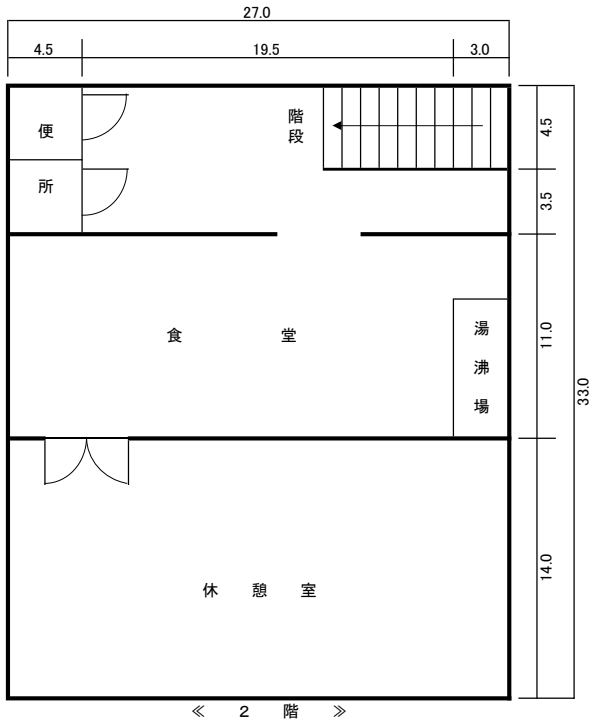
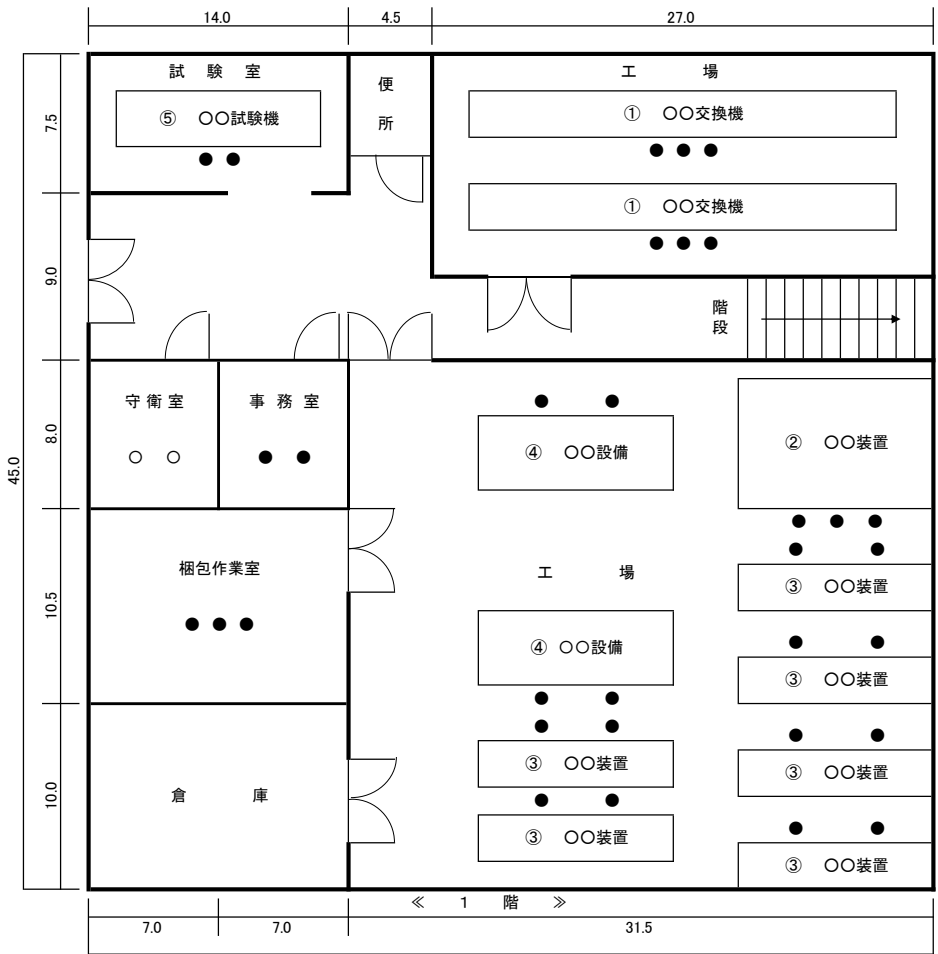


建築図面（見取図、全体配置図等）の写し添付で構いません。
課税免除の対象施設が数か所にわたる場合は、それぞれ添付してください。

免除対象施設等に係る建物の平面図（機械装置及び従業員の配置図）

会社名： ○○電子産業株式会社

新設又は増設した機械装置等を記載するとともに、従業員の配置状況を記載してください。
「月別業務別従業員明細書」の課税免除対象施設の従業員数及び「従業員名簿」と一致する
ものです。



リース・移設機械の名称と配置番号					
リース 機械			移設 機械		

床面積	
1 階	2,047.50㎡
2 階	891.00㎡
計	2,938.50㎡

● = 直接従業者（32名）
○ = その他従業者（2名）

(注)固定資産台帳等既存の資料で内容がわかるときは、その写しで構いません。

投下資本の種類別総額

「法人税法施行規則別表16(1)、(2)」又はその作成の基礎となった固定資産台帳と一致するものです。

会社名：〇〇電子産業株式会社

種 類	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額	耐用年数	取得価額要件の判定	特別償却等の有無	配置図記号	備 考
土 地	○ ・ 6 ・ 14	・ ・	21,000,000 円	年	円	有 ・ 無		
(建 物)	・ ・	・ ・	(156,000,000)		(150,000,000)	有 ・ 無		
工 場	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	150,000,000	31	150,000,000	(有) ・ 無		鉄骨造(鉄骨材の肉厚4mm超)
倉 庫	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	6,000,000	19		有 ・ (無)		鉄骨造(鉄骨材の肉厚4mm超)
(建物附属設備)	・ ・	・ ・	(9,000,000)		(9,000,000)	有 ・ 無		
電 気 設 備	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	2,000,000	15	2,000,000	(有) ・ 無		
給排水設備	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	2,000,000	15	2,000,000	(有) ・ 無		
空 調 設 備	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	5,000,000	15	5,000,000	(有) ・ 無		
(構 築 物)	・ ・	・ ・	(2,200,000)			有 ・ 無		
舗装工事	○ ・ 11 ・ 20	○ ・ 11 ・ 20	1,500,000	10		有 ・ (無)		
庭 園	○ ・ 11 ・ 20	○ ・ 11 ・ 20	700,000	20		有 ・ (無)		
(機械装置)	・ ・	・ ・	(42,000,000)		(42,000,000)	有 ・ 無		
〇〇交換機	○ ・ 10 ・ 20	○ ・ 11 ・ 1	7,000,000	11	7,000,000	(有) ・ 無	1	2 台 (3,500,000 × 2)
〇〇装置	○ ・ 10 ・ 20	○ ・ 11 ・ 1	13,000,000	11	13,000,000	(有) ・ 無	2	
〇〇装置	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	12,000,000	11	12,000,000	(有) ・ 無	3	6 台 (2,000,000 × 6)
〇〇設備	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	8,000,000	11	8,000,000	(有) ・ 無	4	2 台 (4,000,000 × 2)
〇〇試験機	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 11 ・ 1	2,000,000	11	2,000,000	有 ・ (無)	5	
(工具器具備品)	・ ・	・ ・	(250,000)			有 ・ 無		
複 写 機	○ ・ 11 ・ 30	○ ・ 11 ・ 30	250,000	3		有 ・ (無)		中古
(車両運搬具)	・ ・	・ ・	(1,800,000)			有 ・ 無		
ライトバン	○ ・ 10 ・ 31	○ ・ 10 ・ 31	1,800,000	5		有 ・ (無)		
計	・ ・	・ ・	232,250,000		201,000,000	有 ・ 無		

「課税免除申請書」の「認定復興推進計画に定められた事業の用に供した施設又は設備」及び「その他の固定資産の取得価額」と一致するものです。

震災特例法の規定による課税の特例(特別償却又は税額控除)を受けることが出来る資産について、「特別償却等の有無」の欄に「無」の記載をした場合は、「特別償却をしなかった理由書」の添付が必要となります。

「免除対象施設等に係る建物の平面図(機械装置及び従業員の配置図)」に記載された機械装置番号を記載し

月別業務別従業者数明細書

会社名：〇〇電子産業株式会社

区 分	業務内容(所属)		から まで												
	事業所の名称		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
(△△工場) 新設・増設 令和〇年11月1日	直接 従事 する 従業者	製造係								20	20	20	25	25	110
		検査・品質管理係								2	2	2	2	2	10
		梱包係								2	2	2	3	3	12
		製造管理係								2	2	2	2	2	10
		小 計								26	26	26	32	32	142
	そ の 他	守 衛								2	2	2	2	2	10
		小 計								2	2	2	2	2	10
	計									28	28	28	34	34	152
上 記 の 設 備 の 属 す る 事業所の他の従業者の数	名 称	本社事務所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
		本社工場	70	70	70	70	70	70	70	62	61	61	61	61	796
	計		80	80	80	80	80	80	80	72	71	71	71	71	916
県 内 に 所 在 す る 他 の 事業所の従業者の数	名 称	〇〇営業所	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
	計		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
合 計		88	88	88	88	88	88	88	88	108	107	107	113	113	1,164

(注) 県内の事業所ごとに、月末における従業者数を記載してください。(記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加してください。)
課税免除の対象となる施設の従業者数の事業年度末(記載例の「3月計」)は、「免除対象施設等に係る建物の平面図(機械装置及び従業者の配置図)」及び「従業者名簿」と一致するものです。
分割法人の場合は、「課税標準の分割に関する明細書」の記載内容と一致するものです。
「従業者」とは、代表者、常勤や非常勤を問わず重役、顧問等の役員、アルバイト、パートタイマー、派遣労働者等を含め、県内の事務所又は事業所に従事する者を指します。

従 業 者 名 簿

会社名：〇〇電子産業株式会社

No. 〇

氏 名	業務内容（所属）	備 考
〇〇 〇〇	製造係	
〇〇 〇〇	〃	
〇〇 〇	〃	
〇〇 〇〇	〃	
〇〇〇 〇〇	〃	
〇〇 〇〇	〃	
〇〇 〇〇	〃	
〇〇 〇	〃	
〇〇 〇〇	〃	
〃	〃	「免除対象施設等に 係る建物の平面図 (機械装置及び従業 者の配置図)」及び 「月別業務別従業者 数明細書」の課税免 除対象施設の従業 者数と一致するもの です。
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〇〇 〇〇	検査・品質管理係	
〇〇 〇〇	〃	
〇〇〇 〇	梱包係	
〇 〇〇	〃	
〇〇 〇〇	〃	
〇〇 〇〇〇	製造管理係	
〇〇 〇〇	〃	
〇〇 〇〇	守 衛	
〇〇 〇〇	〃	
計	3 4 人	

- ※1 新設又は増設した設備に従事する事業年度末日現在の従業者を記載してください。
- 2 「従業者」とは、代表者、常勤や非常勤を問わず重役、顧問等の役員、アルバイト、パートタイマー、派遣労働者等を含め、県内の事務所又は事業所に従事する全ての従業者をいいます。
- 3 同様の内容を示すものがある場合には、適宜取り繕って作成して構いません。

特別償却等をしなかった理由書

今期の決算において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第○条第○項の特別償却等を行うべきでしたが、経営上○○の理由から敢えて実施しませんでした。

令和○年 5月31日

所 在 地 岩手県○○市○○町○○番地

名 称 ○○電子産業株式会社

代表者名 代表取締役 岩手 太郎

※ この理由書は、課税免除の適用を申請する施設等について、東日本大震災の被災者等に
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）に規定する特例
（第10条第1項、第10条の5第1項、第17条の2第1項、第17条の5第1項、
第18条の4第1項、第25条の2第1項、第25条の5第1項、又は第26条の4第1
項の規定による特別償却又は税額控除）を適用しなかった場合に限り提出してください。
なお、一部の資産について上記の特例を適用しなかった場合、あるいは租税特別措置法
等の他の法律に規定する特別償却等を適用した場合であっても提出してください。